

霧島農業振興地域整備計画変更等理由書

(1) 霧島農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移

(2) 農用地利用計画の変更理由

①農用地区域への編入

No.	農用地区域へ編入する土地	編入理由
1	牧園町万膳字丸尾1459番12ほか3筆	本申出は、農家を営む申出人が申出地を農用地区域へ編入をするものであり、問題はないと思われる。

②農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除外理由
2	国分重久字世田1902番1	本申出は、申出人が駐車場として使用することを申し出たものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
3	牧園町万膳字山下1669番	本申出は、農業を営む申出人が、耕作困難になったことから植林を行い山林へ変更するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
4	福山町福沢字川路原段187番4ほか1筆	本申出は、農業を営む申出人が、鳥獣被害等により耕作困難になったことから植林し山林へ変更するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
5	国分川原字上宇野4180番10ほか1筆	本申出は、農業を営む申出人が、鳥獣等の被害や高齢化により耕作困難になったことから植林し山林へ変更するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
6	横川町上ノ字後迫6291番3ほか1筆	本申出は、農業を営む申出人が鳥獣被害等により耕作が困難となっているため、植林し山林へ変更するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。
7	国分川原字上宇野4151番ほか1筆	本申出は、申出人が耕作が困難のため植林し山林へ変更するものである。農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たしており、農用地区域からの除外はやむを得ない。

③用途変更

No.	農用地区域内で用途区分を変更する土地	変更理由